

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

子ども サポート情報

*** 公式？代行？ESTA等の申請の際は確認を！**

《事例1》「アメリカへの渡航申し込み手続き」と検索したサイトで手続きをした。その後、クレジットカードで代行手数料として決済をしたが7千円請求されていることが分かった。公式サイトであれば14ドルのはずだ。
(当事者：学生 女性)

《事例2》サイトに驚のようなマークがあり、米国の申請窓口ホームページのマークと似ていたので、公式サイトだと思い電子渡航認証の申請をした。その後の承諾メールに決済額が7千円とあり、代行業者サイトで申請していたことに気付いた。
(当事者：学生 男性)

【ひとことアドバイス】

アメリカ、カナダ、オーストラリアの電子渡航認証の申請代行に関する相談が寄せられています。具体的には、公式サイトで申請するつもりが、インターネットで「ESTA」「eTA」「ETA」等と検索すると、申請代行サイトが検索結果の上位に表示されたり、公式サイトに似たデザインであったりするため、代行業者と気がつかないまま手続きし、所定の費用に代行手数料を加えた料金を請求されるというものです。申請の際は各国の大使館ホームページ等で所定の費用や公式サイトURL等を確認しましょう。申請代行サイトを利用する場合は、相手方や契約内容、料金を十分に確認してください。申請代行サイトは海外の事業者である場合も多く、「申請手続き後のキャンセルには応じない」旨が利用規約に定められているケースでは、一度、申請手続きを行うと、解約・返金の交渉は困難です。

見守り 新鮮情報

*** 遺品整理サービス 契約内容をよく確認**

兄が亡くなったため、スマートフォンで検索して見つけた遺品整理事業者に来てもらい、見積りを出してもらうことにした。事業者から「今日決めてもらったら安くなる」、「早く決めれば早く始められる」などと言われたので、その場で約32万円の契約をして、手持ちの2万5千円を支払った。「週明けから準備を始める」と言っていたのに、その後、なかなか作業を始めしてくれない。(当事者：60歳代 女性)

【ひとこと助言】

遺品整理サービスに関する料金や作業内容は事業者により様々です。必ず複数の事業者から見積もりを取り、料金や契約内容を比較しましょう。「今なら安くなる」などとせかされても、その場ですぐに契約してはいけません。家族や周囲の人に相談することも大切です。契約する際には、改めて作業日、作業内容、追加料金やキャンセル料等を含む料金について確認しましょう。残しておきたいものまで処分されてしまうケースもあります。残しておくものと処分するものを明確に分けておきましょう。

～以上2件、国民生活センター「子どもサポート情報」「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】5月10日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

◇消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン(全国共通) ☎1188 ※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379